



議案第六十七号

三朝町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の  
一部改正について

次のとおり三朝町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正  
することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定に  
より、本議会の議決を求める。

昭和五十三年六月二十日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾三年六月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 積

三朝町条例第 号

三朝町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を

改正する条例

三朝町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和四十九年三朝町条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「百五十万円」を「二百万円」に、「七十五万円」を「百万円」に改める。

第十条第一項第一号中「三十五万円」を「四十万円」に、「七十万円」を「八十万円」に、「八十五万円」を「百万円」に、「百二十万円」を「百三十万円」に改め、同項第二号中「三十五万円」を「四十万円」に、「五十万円」を「五十五万円」に、「八十五万円」を「九十万円」に、「百二十万円」を「百三十万円」に、「損壊し、若しくは流失し」を「滅失若しくは流失し」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は昭和五十三年一月十四日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第十条第一項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。